



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年1月14日火曜日 第2536号

◇ 目 次 ◇ 規 則

理容師法施行細則等の一部を改正する規則..... (業務衛生課)12

告 示

救急病院の協力申出(2件)..... (医療対策課)13

指定自立支援医療機関の名称の変更..... (障害福祉課)13

肥料の登録..... (農産園芸課)13

保安林予定森林..... (森林整備課)14

保安林の指定施業要件の変更予定..... (")14

公共測量の終了の通知..... (道路維持課)14

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課)14

土地改良区役員就退任の届出..... (南予地方局農村整備課)14

道路の供用開始(県道喜路能登線)(2件)..... (南予地方局管理課)15

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件)..... (男女参画・県民協働課)15

規 則

○愛媛県規則第2号

理容師法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年1月14日

愛媛県知事 中村時広

理容師法施行細則等の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(昭和31年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第5号(第5条関係) 理容所検査済証</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">理容所の名称</p> <p style="text-align: center;">理容所の所在地</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 印</p> </div> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。</p>	<p>様式第5号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">理容所の名称</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">愛媛県 印</p> </div>

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第2条 クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第11号様式(第8条関係) クリーニング所検査確認証</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">所 在 地</p> <p>省略</p> </div>	<p>第11号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p>省略</p> </div>

愛媛県知事



愛 媛 県



注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とすること。

(美容師法施行細則の一部改正)

第3条 美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第5号(第5条関係) 美容所検査済証</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">美容所の名称</p> <p style="text-align: center;">美容所の所在地</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 </p> </div> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とすること。</p>	<p>様式第5号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">美容所の名称</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">愛 媛 県 </p> </div>

附 則

- この規則は、平成26年3月1日から施行する。
- この規則施行の際現に交付している第1条の規定による改正前の理容師法施行細則様式第5号、第2条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則第11号様式又は第3条の規定による改正前の美容師法施行細則様式第5号の規定による書類は、第1条の規定による改正後の理容師法施行細則様式第5号、第2条の規定による改正後のクリーニング業法施行細則第11号様式又は第3条の規定による改正後の美容師法施行細則様式第5号の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第42号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成26年1月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
放射線第一病院	今治市北日吉町一丁目10番50号	医療法人順天会	平成29年1月5日まで

○愛媛県告示第43号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成26年1月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	大 洲 市	平成29年1月10日まで

○愛媛県告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成26年1月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ワタキュー薬局新居浜店	フロンティア薬局新田町店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局松木町店	フロンティア薬局松木町店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局東大洲店	フロンティア薬局大洲中央店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局宇和町店	フロンティア薬局宇和町店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局ミルクの里店	フロンティア薬局野村店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局宇和島店	フロンティア薬局宇和島店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局森の国店	フロンティア薬局松野店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局城辺町店	フロンティア薬局城辺店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局一本松店	フロンティア薬局一本松店	平成25年11月1日
ワタキュー薬局卯之町店	フロンティア薬局卯之町店	平成25年11月1日

○愛媛県告示第45号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成26年1月14日

愛媛県知事 中村時広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成25年12月27日	愛媛県第1282号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石灰2号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

○愛媛県告示第46号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所
四国中央市下川町字櫛推谷乙144の1、乙145の1、乙149の1、乙150、乙152の1、字大田西乙158の11
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字櫛推谷乙144の1・乙145の1・乙149の1・乙150・乙152の1・字大田西乙158の11（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第47号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
昭和58年2月25日農林水産省告示第245号（一に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第48号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、伊方町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 作業期間 平成25年4月25日から
12月25日まで
- 作業地域 西宇和郡伊方町

○愛媛県告示第49号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第11588号	平成24年6月26日	(有)みよしハウジング	三好 重徳	松山市西垣生町1613	平成25年12月2日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-22)第16781号	平成22年11月30日	松棟左官瓦技研	松棟 城二	伊予市稲荷甲539-7	平成25年12月2日	屋根工事業	建設業の廃止
(般-22)第10963号	平成22年9月9日	(株)ニコー	西下 武則	松山市西石井1-4-5	平成25年12月19日	建築工事業	建設業の廃止（一部）
(般-22)第16810号	平成23年1月26日	おひさま電工(株)	青木 清隆	松山市南高井町1705-1	平成25年12月26日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、瀬戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の

届出があった。

平成26年 1月14日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	二 宮 英 喜	西宇和郡伊方町三机乙1182番地
"	大 谷 一 正	西宇和郡伊方町三机乙364番地 1
"	山 本 敏 彦	西宇和郡伊方町三机乙4221番地 4
"	増 田 和 慶	西宇和郡伊方町足成458番地
"	島 津 政 良	西宇和郡伊方町塩成933番地
"	井 上 善 一	西宇和郡伊方町大江51番地 1
"	大 山 政 雄	西宇和郡伊方町志津601番地
"	坂 本 竹 市	西宇和郡伊方町小島甲295番地
"	阿 部 吉 清	西宇和郡伊方町川之浜1815番地
"	山 下 大 吉	西宇和郡伊方町田部2064番地
"	大 内 幸 重	西宇和郡伊方町神崎541番地
"	阿 部 道 忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
監 事	松 澤 周 作	西宇和郡伊方町三机乙1125番地
"	佐々木 利 幸	西宇和郡伊方町川之浜1069番地
"	山 本 吉 昭	西宇和郡伊方町大久1321番地

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 丈 治	西宇和郡伊方町三机乙634番地
"	濱 家 光 義	西宇和郡伊方町三机乙450番地
"	山 本 敏 彦	西宇和郡伊方町三机乙4221番地 4
"	増 田 和 慶	西宇和郡伊方町足成458番地
"	清 水 米 満	西宇和郡伊方町塩成331番地
"	井 上 善 一	西宇和郡伊方町大江51番地 1
"	水 本 久 雄	西宇和郡伊方町志津511番地
"	坂 本 竹 市	西宇和郡伊方町小島甲295番地
"	川 本 壽 一	西宇和郡伊方町川之浜1099番地
"	久 世 隆 博	西宇和郡伊方町田部2156番地 1
"	大 内 幸 重	西宇和郡伊方町神崎541番地
"	阿 部 道 忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
監 事	宮 下 寛	西宇和郡伊方町三机乙2741番地
"	阿 部 吉 清	西宇和郡伊方町川之浜1815番地
"	山 本 吉 昭	西宇和郡伊方町大久1321番地

退 任

○愛媛県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島1149番から 同市日振島1190番10まで	平成26年 1月14日

○愛媛県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島1175番から 同市日振島1160番まで	平成26年 1月14日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年12月26日	特定非営利活動法人 共同運えひめ	白石 勇	松山市上野町甲734番地の14	この法人は、障害児・者の教育・生活・労働権の確立をめざし、障害のある人ない人の統合教育、共同事業所づくりを推し進め、あらゆる差別を克服し、真の共生社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年12月26日	特定非営利活動法人 菊	栗 林 新 吾	松山市祝谷二丁目7番20号	この法人は、経済的事情または家庭的事情などの様々な個人的事情により進学・就学困難な状況にある青少年等に対し、主に学資等の援助の事業を行うことで進学率の向上と社会有為な人材の育成を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。